

大詰めを迎えるなか、裁判長が交代

制御棒挿入時間2. 2秒問題についての争点の整理・確認が行われた
活断層問題：「国の追加調査がやられている中で、慎重にならざるを得ない」

裁判所は、司法の独立を守り、早期に判決を出すべきです

2012年11月28日

大阪地方裁判所 508号 10時～10時40分頃

恒例となった「司法へのアピール（応援）」には朝9時という早くからの集合にも関わらず、30名を超える市民で熱いコールを30分行いました。「原発危ない」「子どもを守ろう」「一緒に守ろう」「がんばれ司法」この声は確実に裁判所に届いています。



第7回目となる審尋は争点もまとまり、いよいよ結審ではという期待も高まっていました。しかし、裁判長の入廷に私は驚きを隠せませんでした。裁判所の内部異動に伴い、裁判長が交代したのです。これまでの関西電力の暴論や度重なる主張の転換をどこまで理解して頂けるのか不安な気持ちが大きいですが、とにかく新しい裁判長にこれまでの主張を十分理解してもらいたいと思います。私達市民はこの裁判が行われていることを広げ、多くの人に関心をもち動いていることを示し、正義の判決を応援するしかありません。

審尋は争点の確認から行われました。制御棒挿入時間2. 2秒問題について5点【①安全性の基準なのか解析の条件なのか、②事故時（地震以外）に適用するのか、地震の時も適用するのか、③活断層の3連動を考慮する必要があるのか、④3連動した場合の挿入時間は2. 2秒を超えるのか？関電の新たな主張である1. 88をもとに2. 2秒以内なのか？⑤2. 2秒を超えて1.1秒以内なら安全といえるのか】。さらに、破碎帯（F6断層）、津波が争点であると裁判長は確認しました。

原告から争点として、関電の主張する1. 88秒等は、国の確認を受けたものか？という点があることを述べると、裁判長は「はい、確認しています（国の許可を受けていないことを確認しているという意味）」と答えた。また、裁判長から地震トリップ信号による挿入時間などについて前回の質問には答えがないと指摘され、関電弁護士は「次回に」と答

え、結局また次回への引き伸ばしとなりました。とにかく不誠実な対応で裁判を長引かせる関電のやり方には福島原発事故の反省は全く見られません。

活断層については、相変わらず関電弁護士は3連動を否定し、「これまで書面で反論している」と発言しながらも、追加の反論を次回に行うとしました。原告弁護団からは、これまでの審尋で論議はつくされていること、規制委員会の調査団の共通認識として「活断層であることを否定できない」としているため、国の「手引き」に従えば運転を停止すべきであり、早期の結審を求めました。裁判長は「国の活断層の調査がやられている中で、裁判所としては慎重にならざるを得ない」と述べました。また、国の追加調査で新たなデータが出るのではとの趣旨の発言もありました。規制委員会が追加調査で判断を引き延ばしていることが影響していると言わざるを得ません。私は、裁判長のこの発言には落胆しました。国も事業者も規定を守らずに原発の運転を行っているからこそ、私達は司法に訴えているのです。規制委員会が「活断層は否定できない」との見解に基づき、国の手引きに照らし合わせれば、原発の稼働が違反であることは明らかです。司法として独立の判断を強く求めます。

こちらも恒例となった関電弁護団の次回審尋日の引き伸ばし作戦により、第8回審尋は1月29日10時から、508号室となりました。「年末年始をはさむので、書面提出には2ヶ月かかる」との関電弁護団の発言に対して、傍聴席からは「12月に期日を入れてください」「地震は年末も正月も待つてはくれません」等の声。日本は地震の活動期に入ったと言われています。私達大人は福島原発事故を反省し、原発事故や放射能汚染を繰り返さないように考え行動しなければなりません。こうやってズルズルと審尋が長引く間に地震が来ない保証はありません。早期に結審し正義の判決を裁判長がくだしてくれることを心から期待しています。

私達にできることは裁判長や司法が正しい判断を出せるような状況を作り出すことです。今日は思わず法廷の最後に声を発してしまいました。「裁判長！！原子力村に負けずに頑張ってください！！！」

私達も諦めずに頑張って市民の動きを大きくしていきましょう！！

原告 武藤北斗